

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
1	①税の用途	<p>用途区分（6項目）は妥当。具体的な実施事業については、「沖縄観光振興戦略検討会議」の事業計画作成作業において、用途区分に沿ってニーズを踏まえつつ全体バランスを考慮しながら配分されていくものと理解している。</p>	湧川委員	<p>観光目的税（宿泊税）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）</li> <li>②観光客の満足度の高い受入体制の充実強化</li> <li>③観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり</li> <li>④観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興</li> <li>⑤地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進</li> <li>⑥市町村への配分（対象：税を導入しない市町村）などの新規又は拡充する取組に活用してまいります。</li> </ul> <p>誘客プロモーションなどの安定的・継続的な取組に充当される既存の財源については、引き続き確保していく必要があるものと考えております。</p> <p>具体的な用途については、沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）において検討することを想定しております。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
2	①税の使途	新規の財政需要か（新税導入の妥当性）を明確にすることが望ましい。	佐藤委員	<p>観光目的税（宿泊税）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）</li> <li>②観光客の満足度の高い受入体制の充実強化</li> <li>③観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり</li> <li>④観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興</li> <li>⑤地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進</li> <li>⑥市町村への配分（対象：税を導入しない市町村）などの新規又は拡充する取組に活用してまいります。</li> </ul> <p>誘客プロモーションなどの安定的・継続的な取組に充当される既存の財源については、引き続き確保していく必要があるものと考えております。</p>
3	①税の使途	P2の需要額調査については、検討委員会で決定した県の方針や活用例を示したうえで、あらためて、各市町村に需要調査をする必要があるのではないかと。	高宮委員	<p>県では、令和5年度に関係部局と全市町村を対象に宿泊税に係る需要調査を実施したところです。また、令和6年度は、検討委員会での意見を踏まえ、需要の内容や規模について改めて精査し、観光関連団体の意見も含め取りまとめたところです。</p> <p>宿泊税の導入に向けては、今後、改めて県の関係部局と全市町村に所要額調査を実施する予定としております。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
4	①税の使途	何に使うのか？宿泊税の使途。運用体制は。	大島委員	<p>観光目的税（宿泊税）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）</li> <li>②観光客の満足度の高い受入体制の充実強化</li> <li>③観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり</li> <li>④観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興</li> <li>⑤地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進</li> <li>⑥市町村への配分（対象：税を導入しない市町村）などの新規又は拡充する取組に活用してまいります。</li> </ul> <p>誘客プロモーションなどの安定的・継続的な取組に充当される既存の財源については、引き続き確保していく必要があるものと考えております。</p> <p>宿泊税の運用にあたっては、使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、観光関連団体や有識者で構成される沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置を検討しております。</p>
5	②運用体制	<p>資料2のP8で「税の運用にあたっては、広域DMOであるOCVBが一定の役割を担うことを想定している」と記載されているが、「一定の役割」の考え方を示して頂きたい。</p> <p>宿泊税の運用体制については、「沖縄観光振興戦略検討会議」の下に、実務を担う作業チームを設置することになると思うが、膨大な作業量と精度の高い事業計画作成に耐えうるチームを編成する必要がある。作業チームには、県の職員を派遣することが望ましい。</p>	湧川委員	<p>宿泊税の運用にあたっては、使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、観光関連団体や有識者で構成される沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置を検討しております。沖縄観光コンベンションビューローについては、同検討会議の事務局としての役割を担っていただくことを想定しております。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
6	②運用体制	KPIなど設定し何らか評価検証する仕組みがあるか（使途の適正執行の観点）も要検討である。	佐藤委員	宿泊税の運用にあたっては、使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、観光関連団体や有識者で構成される沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置を検討しております。事業効果の検証にあたっては、KPIを設定することなどを想定しております。
7	②運用体制	観光振興基金と統合か別建てにするのか。	大島委員	宿泊税の税収については、適切な管理執行の観点から基金を設置して、他の歳入と区別して管理するものとし、積み立てた基金から特定事業の財源として充当する予算編成の仕組みを検討しております。
8	②運用体制	経済界において、沖縄観光の司令塔としてOCVBは高い評価を受けており、観光目的税の運用等にOCVBを関与させることにより、OCVBの機能強化、財務基盤強化につながることを期待しております。	豊田委員	宿泊税の運用にあたっては、使途の検討や事業効果の検証などを行うことを目的として、観光関連団体や有識者で構成される沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置を検討しております。沖縄観光コンベンションビューローについては、同検討会議の事務局としての役割を担っていただくことを想定しております。
9	③税率設定のあり方	税の公平性、伸張性を考慮すると「定額制」より「定率制」が理想。但し、過重な税負担とならないこと及び消費税との二重課税指摘を避けるためにも、税の上限を設定することが望ましい。 一方、定率制は特別徴収義務者の負担が大きいとの意見があることから、定率制にした場合の具体的な課題や対策について議論を深める必要がある。	湧川委員	税率については「応益原則」、「簡素な税制」、「税の伸張性」、「総務大臣の同意基準」の4つの観点で検討することが重要と考えております。 資料17Pは、定率制を導入する場合に、総務大臣の同意要件である「著しく過重な負担」とならないような方策として事務局から提案させて頂いたものです。 各委員様々なご意見がありますので、検討委員会において十分ご議論頂きたいと考えております。

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
10	③税率設定のあり方	<p>この部分に関する資料でのご指摘は、基本的に私も賛同します。</p> <p>論点の整理については、10頁の再整理のとおりで良いのではないかと考えます。</p> <p>論点1については、私自身も12頁の最後に記載されている見解に賛同します。</p> <p>論点2については、簡素な税制と言いやすいのは定額制の方であろうと考えます。</p> <p>論点3については、資料を前提にする限り、定額制の方が安定的であると考えます。</p> <p>論点4については、16頁冒頭の見解は私も賛同し、17頁冒頭の見解も定率制を導入する場合には基本的にこの考え方が良いのではないかと思います。</p> <p>また、18頁の最高裁判決に関しては、導入する法定外税の法適合性については導入する地方公共団体が責任を負うものであるとされていることを、あらためて指摘させて頂きたいと思えます。</p>	末崎委員	番号9におけるコメントと同様になります。
11	③税率設定のあり方	<p>法定外目的税であっても、応益性に加え、応能性の視点も重要といえる。</p> <p>たとえば、住民税でも担税力に応じた比例的課税を導入している。（ただし、高所得者は財産や身体の価値が高いから、その安全に関するコストも応分に負担との解釈もできる。）高付加価値旅行者も同じと説明できるのではないか。</p> <p>仮に同じ行政サービスでも、中での税負担の配分のあり方について「応能性を勘案する」ことにも一定の合理性はある。（また、仮に世界的価値ある文化や環境など提供・享受する価値を高くしていくならば、それを支える行政サービスやコストも高くなる。こうした高付加価値のサービスを高所得層が多く受益するならば応分の負担を求める合理性が生まれる。）</p>	佐藤委員	番号9におけるコメントと同様になります。

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
12	③税率設定のあり方	<p>理論的には定率がキレイだが、徴税コスト・簡索性との見合いで定額／定率が決まる。定率は、理論的には担税力に応じた負担、インフレ（物価上昇）への対応も自動的に伸張性が高いというメリットがある。</p> <p>他方、執行の簡便さには課題がある。宿泊料には朝・夕食などの飲食、その他観光サービスが含まれる可能性がある。純粋な宿泊料を算出できるのか？</p> <p>その場合、原価確認の客観性・合理性・コスト、簡易課税の計算方法の妥当性などが課題になる。仮に業界が定率を総意として主張するなら、その辺も業界内でコンセンサス形成いただくことが必要ではないか。</p> <p>食事を含めて付加的なサービスつきで客単価を上げるのが現代ホテル経営といえる。宿泊だけ切り取るのは、難しい。</p> <p>いわゆるみなし税率（予め宿泊料金に含まれる食事代を10%、20%と定めるような）については、税務的には割り切りもあるかもしれない。しかし、豪華な食事をセットで商品とする場合なども考慮すると、今後のビジネス展開を阻害することになるのではないか。他方、定額制にはこうした課題はない。</p> <p>定率制にするなら、超高付加価値領域において極端に過重な負担とならないよう、天井を切るという考え方も、合理性があらう。</p>	佐藤委員	番号9におけるコメントと同様になります。

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
13	③税率設定のあり方	<p>調和的で人やサービスの自由な移動を阻害しないため、県と市町村で調和的で合理的な制度が必要である。徴税及び配布の仕組みも統合的の設計されることが望まれる。</p> <p>たとえば、県が一括徴税して市町村に配賦するとして、配賦の仕組みは様々あり得る。配賦の仕組みの中で、宿泊施設や大型観光施設がある／ないに応じた配賦の複合的な仕組みや、オーバーツーリズムなど地域独自の追加財政需要に応じた配賦など検討されるべきだろう。</p> <p>また、県が設定する税率を標準課税的にとらえ、追加的な財政需要がある市町村では独自の上乗せ税率を導入したり、逆に観光関連の財政需要が少ない地域（観光によらない／誘致したい地域）では軽減税率を導入したりすることも合理的といえる。</p>	佐藤委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県の・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。</p> <p>一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められています。</p> <p>県と市町村の税率や配分については、観光振興施策に係る県と市町村の役割、用途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、検討する必要があると考えております。</p> <p>需要調査の結果等を踏まえると県と市町村の税率・配分は1：1が適当であると考えております。</p>
14	③税率設定のあり方	<p>私は特別徴収義務者の現場を考え、一律一人一泊¥200を提案します。</p> <p>簡素化で勝りたいと考えます。</p>	大島委員	番号9におけるコメントと同様になります。
15	③税率設定のあり方	<p>政府・日銀の経済政策が2%程度の物価上昇を目標に実施されていくことを前提にすると、「定率制」とすることが政府の施策と整合的であると思います。</p> <p>その上で、総務大臣の同意基準①の「住民の負担が著しく過重となること」に抵触しないよう（事務局資料P17の通り）金額に上限を設定してはどうでしょうか。</p>	豊田委員	番号9におけるコメントと同様になります。

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
16	④県と市町村の税率・税配分	<p>税率は、新たな調査による需要額108億円が確保可能な3%が望ましい。</p> <p>市町村との配分については、「1：1」が望ましい。「1：3」の配分では県の需要額に対応できる税収を確保することができず、宿泊税の創設目的を達成することができない。</p>	湧川委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。</p> <p>一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められています。</p> <p>県と市町村の税率や配分については、観光振興施策に係る県と市町村の役割、用途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、検討する必要があると考えております。</p> <p>需要調査の結果等を踏まえると県と市町村の税率・配分は1：1が適当であると考えております。</p>
17	④県と市町村の税率・税配分	<p>第1回検討委員会でも述べたが、配分に関しては、県の示す方針に沿った形で、市町村の実情に合わせて活用できるようにして欲しい。</p>	高宮委員	<p>宿泊税を課さない市町村に対しては、当該市町村域からの当該年度の収入見込額の2分の1に相当する額を補助金又は交付金として配分することを検討しております。</p> <p>配分に関しては、県の用途区分に沿った事業に対して交付することを想定しておりますが、市町村の実情に合わせて活用できるように検討してまいります。</p>



第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
18	④県と市町村の税率・税配分	<p>県と市町村の役割分担を決める。地域連携DMOの役割運用の範囲（例えば環境保全のための遊歩道は、環境省と林野庁の予算も入る）                      一括交付金のように申請が煩雑なものにせず、効率的かつ使いやすい形にできないか</p>	大島委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。</p> <p>一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められています。</p> <p>県と市町村の税率や配分については、観光振興施策に係る県と市町村の役割、用途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、検討する必要があると考えております。</p> <p>宿泊税を課さない市町村に対しては、当該市町村域からの当該年度の宿泊税の収入見込額の2分の1に相当する額を配分することを検討しております。</p> <p>配分に関しては、県の用途区分に沿った事業に対して交付することを想定しておりますが、市町村の実情に合わせて活用できるように検討してまいります。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
19	④県と市町村の税率・税配分	<p>県と市町村の需要に応じて配分すべきだと思いますが、①観光客に近い現場である市町村の需要を優先すること、②需要の変動にあわせて每期配分を見直す仕組み、としてはいかがでしょうか。</p>	豊田委員	<p>県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められています。</p> <p>一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められています。</p> <p>県と市町村の税率や配分については、観光振興施策に係る県と市町村の役割、用途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、検討する必要があるものと考えております。</p> <p>需要調査の結果等を踏まえると県と市町村の税率・配分は1：1が適当であると考えております。</p> <p>県と市町村の税率・税配分については、一定期間ごとに見直すことを想定しております。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
20	⑤課税免除	<p>税の公平性、税の簡素化の観点から可能な限り課税免除を設けないことが望ましい。</p> <p>①修学旅行生等について 観光政策において修学旅行の誘致は重要であること、及び修学旅行は団体でありホテルにおいて確認が容易であることから課税免除することが望ましい。</p> <p>②沖縄県民について 課税免除とするについては、税の公平性と県民確認に関する特別徴収義務者の作業負担を考量すると検討を要する。また、観光客から税の公平性を問われるリスクがあることから、観光立県の姿勢として好ましくないと考える。</p> <p>③5千円未満について 県は5千円未満を課税免除する理由として、離島振興と観光目的以外の宿泊に対する配慮をあげている。離島振興については、観光目的税の目的との整合性を検討する必要がある。観光目的以外の宿泊に対する配慮については、当該宿泊者が支払う宿泊税と課税免除を設けることによる影響（税の公平性、税収の減少）の比較検証が必要である。物価や人件費上昇に伴い宿泊料金が値上がりしている動向を考慮すると課税免除の基準額（5千円未満）の上方修正が発生することにも留意する必要がある。</p> <p>なお、観光目的以外の宿泊者に対しては、宿泊税を財源とする補助制度で対応することが効率的であり現実的だと考える。</p>	湧川委員	<p>課税免除については、まずは設ける・設けないをご議論頂き、設ける場合には、「賦課徴収実務の観点」及び「税制度上の観点」から検討することが必要と考えております。</p> <p>各委員様々なご意見がありますので、検討委員会において十分ご議論頂きたいと考えております。</p>

第2回 観光目的税の導入施行に関する検討委員会 委員意見

資料3

番号	項目	委員ご意見	委員名	県回答
21	⑤課税免除	<p>簡索性（簡便さ）の点から、免税点ない方が理想的といえる。だが、実体論として、観光客以外（帰省、医療・教育などの県内在住者の往来、ビジネス客など）の宿泊実態にもよる。誰がどうやって確認して責任を負うかが課題である。徴税コストも発生するだろう。</p> <p>たとえば、1万円未満の低価格ビジネスホテルや簡易宿所などは、観光客が使わないだろうということで、免税に割り切る考え方もあり得る。</p> <p>県民を免税にする場合に、マイナンバーが簡便な方法となるなら、それも簡索性（簡便さ）の担保方法になりえるかもしれない。</p> <p>ただし、制度として（露骨に）県民と県民以外（観光客）で税を分けるのは「法の下での平等」上、問題が出るかもしれない。</p>	佐藤委員	番号20におけるコメントと同様になります。
22	⑤課税免除	<p>課税免除は修学旅行生と引率、また沖縄県民も免除して頂きたい。離島住民は医療のためもしくはその付き添いで沖縄本島に行くことが多く、高校生など学校関係や冠婚葬祭でも行くためと逆に、島々の祭事継承のため郷友会も本島から離島への移動があるため。</p> <p>税の公平性でいえば、年間営業できない住宅宿泊は課税免除と考えるのか、宿泊事業者はすべて課税対象となるのか？</p>	大島委員	番号20におけるコメントと同様になります。